

## 出雲市における災害時要支援者の支援に向けた取り組みについて

平成 20 年 11 月 19 日

出雲市社会福祉協議会常務理事 渡部英二

### 平成 18 年 7 月水害で

- ・ 7 月 18 日深夜から 19 日未明にかけて、大雨洪水により神戸川流域を中心に被害。死者 3 人、床上浸水 135 戸、床下浸水 65 戸、避難者 1797 人
- ・ 川の上流部(市外)の集中豪雨により神戸川中流域で氾濫被害（昭和 39 年災害では深夜の豪雨による土石流、土砂崩れで多くの死者）。
- ・ 地区における自主防災体制の強いところと弱いところとで対応力に差  
乙立地区では床上浸水 3 4 戸など大きな被害を受けたが、地区の自治会、土木委員会、民生委員協議会、消防団等で構成する地区災害対策本部(自主防災組織)が市の災害対策本部と連携しつつ現場で状況に対応、要援護者の避難誘導等を行い、一人のケガ人も出さなかった。
- ・ 深夜であったため、避難勧告を発令し呼びかけても避難する人が少なかった。また、農山村部では家も広く、有線放送や防災無線放送が聞こえず眠っていた人もあった。

### 災害時要支援者の支援ネットの立ち上げ

- ・ 高齢の一人暮らしで避難勧告が出たことを知らなかったケース、深夜の避難に不安を抱いて自宅に留まるケースなど、災害時にサポートを要する人がかなりあり、**組織的なサポートを考えないと行き届かないことが明らかになった。**
- ・ 18 年 10 月、市と市社会福祉協議会(社協)、民生委員協議会(民協)の 3 者で取り組み開始。一人暮らし高齢者、在宅の重度障害者など 7000 人に支援ネットのお知らせと登録の申し込み用紙をダイレクトメールで送った。

### 支援ネットのしくみ

- ・ 災害時に避難誘導などのサポートを必要とする人に手を上げてもらい、近所の一緒に避難してくれる人(支援者)とともに登録。
- ・ その名簿(リスト)は市(防災担当、福祉、消防)、市消防団、市社協、民生委員、各地区災害対策本部(コミュニティセンター)が共有。
- ・ 災害発生の際の危険が高まり避難勧告が出ると、市から社協へ連絡があり、社協から各地区の民生委員(全市で 297 人)に連絡網で知らせ、民生委員は担当区域の支援者に連絡、支援者が要支援者宅へ行き、一緒に避難する。民生委員は要支援者の避難状況を把握し、地区ごとにまとめ社協で集約し、社協から市の災害対策本部へ連絡する。

## 支援ネットの現状と支援ネットを機能させるための取り組み

- ・ 登録した要支援者数 現在 2362 人(1818 世帯。うち独居 889、高齢者のみ 481、重度障害 436、その他 12 世帯)
- ・ 支援者の確保が難しいケース 198 世帯へは地区消防団が対応
- ・ 要支援者、支援者にいざというときの心得や行動のしかたについてチラシで周知。
- ・ 梅雨期を前にした 5 月 17 日、社協と民協合同で避難勧告が出たという想定で情報伝達訓練を行い、併せて要支援者 2337 人の自宅を全戸訪問。避難場所、支援者、避難経路、日ごろからの備え等について周知徹底を図った。
- ・ 9 月 1 日、市の防災訓練に合わせ、実施可能な地区で要支援者を避難所へ避難誘導する訓練を実施。
- ・ **要支援者名簿の更新** 死亡や新たに要支援状態になるなど、対象者名簿の変更は民生委員の活動で把握した情報を毎月、社協で集約して名簿を更新、市と社協で共有する。民生委員は自分で修正、地区コミセンの保有する名簿は地区民協で修正する。

## 今後の課題

- ・ 18 年 7 月水害では深夜の避難勧告となったために放送を知らずに寝ていた人があった。そのため、市では今後、夜にかけて災害の危険性が予測される場合には夕食時間帯に避難準備情報を出し、警戒を呼びかけることとした。また、避難勧告も早めに発令することとした。社協では避難準備情報が出たら地区の民生委員協議会の会長(31 人)に連絡し、民生委員から支援者・要支援者に注意を呼びかけることにしている。
- ・ 過去の出雲市の災害の歴史から、この支援ネットは大雨による災害を想定しており、突発的な地震などには不十分である。ただ、災害の現場では地域での助け合いが最大の力になるのは確かであり、その基盤づくりになると考えている。
- ・ 自治会組織との連携を強化していくことが当面の重要課題の一つ。支援者の確保など、いろいろな面でプラスになる。
- ・ 社協職員や民生委員の意識を高め、さらに他の団体・組織の参加協力を得ていくことによって避難誘導だけでなく避難後に発生するさまざまなニーズへの対応も可能になる。

## 参考

- ・ 要支援者の手上げ方式をとっており、個人情報等の問題は生じていない。手上げは要支援者自身に身を守る意識を持ってもらう上でも有効。
- ・ 対象者の把握は市の住民基本台帳では難しく、地域にネットを持つ必要がある。出雲市では民生委員 300 人と民協事務局を持つ社協で担うこととした。
- ・ 災害時には現場に近いところで臨機応変に対応するしくみが必要。本市では各地区に住民組織の代表で構成する地区災害対策本部が市の災害対策本部と連携して動くしくみにしている。地区民協会長もメンバーであり要支援者の避難状況等の情報もすべて把握できるようになっている。

## (別添)

### 出雲市 災害時要支援者の支援ネットワークのしくみ等について

#### ネットの概要

出雲市では平成 18 年 7 月水害を教訓に、19 年 3 月、市、市社協、市民協が連携し、災害時に支援が必要だとして登録した人を、災害のおそれが生じ避難勧告等が発令された場合にいち早く避難誘導できるよう、近隣住民・消防団等の協力を得て「災害時要支援者の支援ネットワーク」を立ち上げた。

災害発生のおそれが高まり市災害対策本部から避難勧告等が発令された場合、市から社協へ連絡が入り、社協から地区民協会長(31 人)へ、地区民協会長から民生委員へ、民生委員から支援者に順次連絡し、支援者が要支援者を避難所へ誘導する。避難所へ入ったら支援者から民生委員へ、民生委員から(担当区域の避難状況をまとめ)地区民協会長へ、地区民協会長から(地区の状況をまとめ)市社協へ、市社協は市内全体をまとめて市へ連絡する。なお、どうしても近隣で支援者の確保が難しい場合は地元の消防団が避難誘導する。

#### 要支援者の登録

高齢で一人暮らしの人などで災害時の避難等に支援を必要とする人は、民生委員、市社協、市福祉推進課へ申し出て登録する。民生委員は日常活動の中で要支援者として登録が必要と思われる人には登録を勧める(ただし、本人がどうしても登録されない場合は仕方がない)

登録する際には災害時にすぐ駆けつけられる範囲(近所)で支援者(避難所へ誘導する人)を決め、要支援者の特記事項(持病や障害などで注意が必要なもの、遠くにいる家族など緊急時の連絡先等)とともに届け出る。

#### 要支援者の名簿

市社協は登録のあった要支援者の名簿 — 地区別、担当民生委員別に整理したもの — を作成し、その名簿は市(総務課、福祉推進課)、消防本部・消防団、地区民協会長(地区分)民生委員(担当区域分)、地区災害対策本部(事務局コミセン)へも送付し共有する。

名簿は民生委員の情報をもとに定例地区民協会長会で集約し、市社協で修正するが、年度中途であらたに印刷はせず、地区民協会長は地区災害対策本部用の名簿を手書き修正し、市や消防は社協が修正情報を連絡する。

出雲市災害時要支援者ネットワーク事業 要支援者数等一覧表(平成20年9月末現在)

	地区名	コミュニティセンター	登録者		登録世帯区分及び状況					マップ	
			要支援者数	独居	高齢者のみ	障害者	その他	世帯総数	支援者なしの世帯		
出雲	1 今市	1 今市	147	53	33	28	0	114	13		
	2 大津	2 大津	177	94	29	24	0	147	28	あり	
	3 塩冶	3 塩冶	214	77	49	33	0	159	36		
	4 古志	4 古志	35	5	0	10	0	15	2		
	5 高松	5 高松	87	32	15	24	0	71	8		
	6 四絡	6 四絡	94	39	19	15	0	73	10		
	7 高浜	7 高浜	36	14	9	6	0	29	2		
	8 川跡	8 川跡	86	20	23	21	0	64	28	あり	
	9 鳶巣	9 鳶巣	24	10	4	7	0	21	2		
	10 上津	10 上津	21	5	6	3	0	14	1	あり	
	11 稗原	11 稗原	48	14	13	8	0	35	2	あり	
	12 朝山	12 朝山	73	21	20	10	0	51	2	あり	
	13 乙立	13 乙立	34	15	9	2	0	26	0		
	14 神門	14 神門	97	27	16	31	1	75	8		
	15 神西	15 神西	42	8	10	13	0	31	0		
	16 長浜	16 長浜	56	23	9	15	0	47	6		
	小計	16地区	1,271	457	264	250	1	972	138		
平田	1 平田	1 平田	65	23	15	10	1	49	14		
	2 灘分	2 灘分	28	7	4	10	0	21	3		
	3 国富	3 国富	22	9	4	5	0	18	1		
	4 西田	4 西田	29	10	7	5	0	22	0		
	5 鰐淵	5 鰐淵	38	16	8	4	0	28	0		
	6 久多美	6 久多美	19	6	3	7	0	16	1		
	7 檜山	7 檜山	28	10	4	9	0	23	1		
	8 東	8 東	19	5	3	5	1	14	2		
	9 北浜	9 北浜	24	11	2	4	0	17	3		
	10 佐香	10 佐香	50	16	11	10	1	38	3		
	11 伊野	11 伊野	21	5	5	6	0	16	1	あり	
	小計	11地区	343	113	66	75	3	262	23		
佐田	1 佐田	1 須佐	70	19	18	12	0	49	3	あり	
		2 窪田	49	21	9	10	0	40	7	あり	
		小計	2地区	119	40	27	22	0	89	10	
多伎	1 多伎	1 多伎	154	73	34	12	2	121	13	あり	
湖陵	1 湖陵	1 湖陵	146	55	32	22	0	109	7	あり	
大社	1 大社	1 杵築	207	100	35	26	4	165	7	あり	
		2 荒木	60	24	9	17	1	51	0	あり	
		3 遙堪	16	4	3	4	1	12	0	あり	
		4 日御碕	16	5	4	2	0	11	0	あり	
		5 鶺鴒	30	13	7	6	0	26	0	あり	
	小計	5地区	329	146	58	55	6	265	7		
総数	31地区	総数	36地区	2,362	889	481	436	12	1,818	198	10

# 出雲市災害時要支援者ネットワーク事業

登録受付中

避難が必要なときは、  
手伝ってほしい

避難が必要なときは、  
知らせてほしい



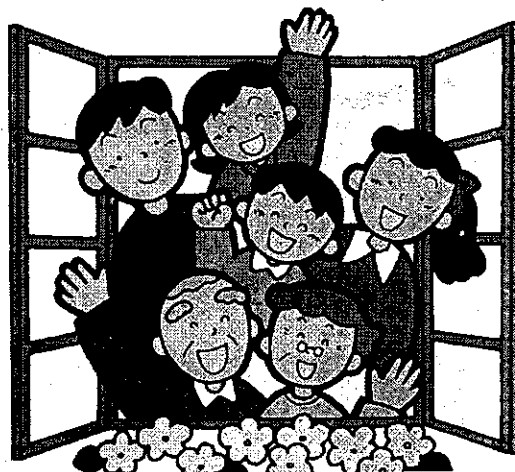
災害が予測され避難が必要になったとき  
支援者が災害時の情報を伝えたり  
避難誘導等を行います。

- 申請されると、近所の方々などによる支援体制ができるよう、民生委員が訪問し、調整します。
- 登録された内容は、災害時や災害に備えた活動に活用します。
- 申請の際には、支援を希望される方の個人情報（氏名・住所・電話番号等）が、支援活動を行う関係者へ提供されることに同意していただきます。

## 日頃から心がけていただきたいこと

災害の状況によっては、支援者が災害情報の伝達や避難誘導などを行うことができない場合もあります。

「自分の身は自分で守る」ことを心がけて、日頃から災害に備えるとともに、近隣の方などと交流を深めておきましょう。



## お問い合わせ・お申し込み先

### ● 出雲市社会福祉協議会

(本所) 福祉課	電話 23-3781	Fax 20-7733
(平田支所)	電話 63-4624	Fax 63-5011
(佐田支所)	電話 85-8000	Fax 85-8010
(多伎支所)	電話 86-2331	Fax 86-2351
(湖陵支所)	電話 43-2310	Fax 43-2226
(大社支所)	電話 53-3196	Fax 53-6053

### ● 出雲市役所

(本 庁)	福祉推進課	電話 21-6694	Fax 21-6598
(平田支所)	健康福祉課	電話 63-5567	Fax 62-4369
(佐田支所)	市民福祉課	電話 84-0118	Fax 84-0579
(多伎支所)	市民福祉課	電話 86-3116	Fax 86-3561
(湖陵支所)	市民福祉課	電話 43-1214	Fax 43-3352
(大社支所)	健康福祉課	電話 53-3116	Fax 53-6050

### ● お近くの民生委員

# 出雲市災害時要支援者ネットワーク事業

## —支援者のみなさまへ—

平成18年7月豪雨災害では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある方など、災害時の避難や誘導に手助けが必要な方（要支援者）への支援体制づくりの必要性を改めて感じるようになりました。

「災害時要支援者ネットワーク事業」は、災害が予測され避難が必要になった時に、地域の人々や公的機関等が連携して、支援活動が迅速に行えるような支えあいの輪をつくることを目的に実施しています。

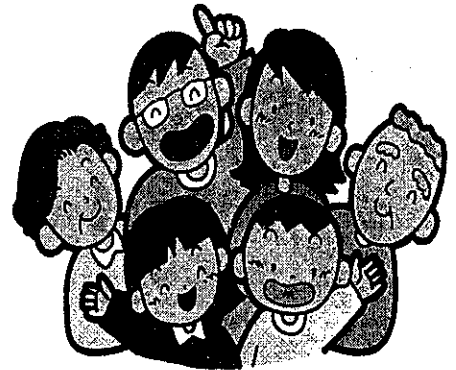


### 【お問い合わせ先】

- 出雲市社会福祉協議会 電話23-3781 FAX20-7733  
または、最寄りの各支所
- 出雲市役所 福祉推進課 電話21-6694 FAX21-6598  
または、最寄りの各支所福祉担当課
- お近くの民生委員

## ● なぜ、地域の助けあいが必要ですか？

災害が予測され避難が必要になった時には、行政機関が行う支援（公助）も限界があります。公助と地域の助けあい（共助）が協働して、手助けが必要な方への支援活動を迅速に行うことが必要です。



## ● 支援者が行う支援内容はどんなことですか？

支援者として登録された方には、災害が予測され避難が必要になった時に、

- ① 要支援者の方へ災害の情報を伝える
- ② 避難する際の誘導など

を行っていただくこととなります。

いざという時に混乱のないように、日頃からの声かけや見守りなどを行いましょう。

## ● 個人情報について

申請書等に記載された個人情報は、ネットワークに関係する支援者や民生委員、出雲市社会福祉協議会、地区災害対策本部などが共有することとなります。提供された個人情報は目的外に使用されることはありません。

なお、支援者として登録された方も、要支援者の方の個人情報の管理にはご注意くださいようお願いいたします。



# 出雲市災害時要支援者ネットワーク事業

登録申請をされたみなさまへ

災害が予測され避難が必要になったとき  
支援者が災害時の情報を伝えたり  
避難誘導等を行います。



- 登録申請された方の氏名・住所・電話番号等は、支援活動を行う関係者へ提供されます。
- 災害の状況によっては、支援者が災害情報の伝達や避難誘導などを行うことができない場合もあります。「自分の身は自分で守る」ことを心がけて、日頃から災害に備えるとともに、近隣の方や支援者と交流を深めておきましょう。

## 【お問い合わせ先】

- 出雲市社会福祉協議会 電話23-3781 FAX20-7733  
または、最寄りの各支所
- 出雲市役所 福祉推進課 電話21-6694 FAX21-6598  
または、最寄りの各支所福祉担当課
- お近くの民生委員

(平成20年4月)

出雲市災害時要支援者ネットワーク事業  
支援マニュアル

出 雲 市

出雲市社会福祉協議会

出雲市民生委員児童委員協議会

## 【 目 次 】

<b>第 1 章 災害時要支援者ネットワークのしくみ</b> . . . . .	1 ~ 3
1. 目的 . . . . .	1
2. 事業主体者 . . . . .	1
3. 事業対象者 . . . . .	1
4. 事業内容 . . . . .	1
5. 役割について . . . . .	2 ~ 3
<b>第 2 章 災害時要支援者としての登録</b> . . . . .	4 ~ 7
1. 申請及び登録 . . . . .	4
2. 個人情報 の 共有 及び 管理 . . . . .	4
3. 登録申請書 . . . . .	5
4. 申請・登録の流れ図 . . . . .	6
<b>第 3 章 要支援者の取り組み</b> . . . . .	7
1. 日常 . . . . .	7
2. 災害が発生する恐れがあるとき及び発生したとき . . . . .	7
3. 避難所へ避難したとき . . . . .	7
<b>第 4 章 支援者の取り組み</b> . . . . .	8
1. 日常 . . . . .	8
2. 災害が発生する恐れがあるとき及び発生したとき . . . . .	8
3. 避難所へ要支援者と避難したとき . . . . .	8
4. 要支援者が不在だったとき . . . . .	8
<b>第 5 章 民生委員の取り組み</b> . . . . .	9
1. 申請及び登録 . . . . .	9
2. 災害が発生する恐れがあるとき及び発生したとき . . . . .	9
3. 要支援者の避難状況等報告事項 . . . . .	9
<b>第 6 章 要支援者への支援の流れ</b> . . . . .	10 ~ 11
1. 支援者がいる場合 . . . . .	10
2. 支援者がいない場合 . . . . .	10
3. 要支援者への支援活動の流れ . . . . .	11

# 第1章 災害時要支援者ネットワークのしくみ

## 1. 目的

「出雲市地域防災計画」の災害時要支援者対策による避難計画を補完し、高齢や障がいのため災害時に支援を必要とする方が、災害のおそれが高まったときや、災害が発生したときに、いち早く避難できるようにネットワークを構築し、円滑な災害情報の伝達や支援活動を行うことを目的とする。

## 2. 事業主体者

- (1) 出雲市
- (2) 出雲市社会福祉協議会
- (3) 出雲市民生委員児童委員協議会

## 3. 事業対象者

この事業の要支援者としての対象者は、下記に掲げる方で災害のために避難する際に支援を必要とする方。

- (1) 一人暮らしの高齢者
- (2) 高齢者のみの世帯の方
- (3) 身体・知的・精神などの障がいがある方
- (4) その他災害のために避難する際に支援を必要とする方

## 4. 事業内容

- (1) 要支援者や支援者として登録された情報をもとにネットワーク表や要支援者一覧表を作成し、出雲市（総務課、福祉推進課、消防本部）、出雲市社会福祉協議会、民生委員、コミュニティセンター、出雲市消防団で共有する。また、出雲市社会福祉協議会は民生委員の協力を得て要支援者一覧表を修正し、その情報を市などへ提供する。
- (2) 災害のおそれが生じ、出雲市が避難勧告などを発令したときは、出雲市社会福祉協議会は連絡網により民生委員へ情報伝達し、民生委員は支援者へ連絡をし、支援者は要支援者の避難誘導にあたる。

## 5. 役割について

<p>出雲市</p>	<p>《申請・登録》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 登録申請の促進（広報）</li> <li>② 登録申請書の受理及び管理</li> </ul> <p>《災害時》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害体制などの情報を出雲市社会福祉協議会へ連絡</li> <li>② 要支援者の避難状況の把握</li> </ul>
<p>出雲市社会福祉協議会</p>	<p>《申請・登録》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 登録申請の促進（広報）</li> <li>② 登録台帳の管理</li> <li>③ 要支援者一覧表の作成及び配付</li> <li>④ 地図情報システムの管理</li> </ul> <p>《災害時》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地区（単位）民協会長へ情報伝達（避難勧告時に）</li> <li>② 要支援者の避難状況などの取りまとめ</li> <li>③ 要支援者の避難状況を出雲市災害対策本部へ報告</li> </ul>
<p>出雲市民生委員児童委員協議会</p>	<p>《申請・登録》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 登録申請の呼びかけ</li> <li>② 地区ごとの連絡網や支援方法等の災害時ネットワークの整備</li> <li>③ 地区コミュニティセンターへの情報提供及び連携</li> <li>④ マップの作成及び管理</li> </ul> <p>《災害時》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害情報等の伝達</li> <li>② 要支援者の避難状況などの取りまとめ</li> <li>③ 要支援者の避難状況を出雲市社会福祉協議会へ報告</li> <li>④ 地区災害対策本部との連携による支援活動の実施</li> </ul>

<p>民生委員</p>	<p>《申請・登録》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 訪問活動による登録申請の促進</li> <li>② 登録申請書記入の協力</li> <li>③ 登録台帳の管理</li> <li>④ 支援者選定の協力</li> <li>⑤ ネットワーク表の作成及び配付 (要支援者及び支援者へ)</li> <li>⑥ 支援者との連携</li> </ol> <p>《災害時》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 支援者への災害情報の伝達 (避難勧告時に)</li> <li>② 要支援者の避難状況の取りまとめ</li> <li>③ 要支援者の避難状況などを地区(単位)民協会長へ報告</li> <li>④ 地区災害対策本部への協力</li> <li>⑤ 支援者との連携</li> </ol>
<p>支援者</p>	<p>《申請・登録》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 要支援者への日頃の見守り</li> <li>② 担当民生委員との連携</li> <li>③ ネットワーク表の保管</li> </ol> <p>《災害時》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 要支援者への災害情報の伝達 (避難勧告時に)</li> <li>② 要支援者と連れ立った避難行動</li> <li>③ 要支援者の避難状況などを担当民生委員へ報告</li> </ol>

## 第2章 災害時要支援者としての登録

### 1. 申請及び登録

(1) この事業への登録希望者は、登録申請書に必要事項を記入し、民生委員を經由し出雲市または出雲市社会福祉協議会へ提出する。

※登録申請書は、出雲市、出雲市社会福祉協議会、民生委員が所有する。

※出雲市社会福祉協議会は、民生委員から登録申請書の提出を受けたときは、速やかに当該登録申請書を出雲市へ提出する。

(2) 出雲市社会福祉協議会は、登録申請書に記載された要支援者の氏名、住所、電話番号、緊急時の連絡先など個人情報に登録し、要支援者一覧表を作成する。

(3) 出雲市民生委員児童委員協議会は、登録台帳を作成するとともに、ネットワーク表を作成し、要支援者及び支援者に配付する。

※申請書は3枚複写となっており1枚目が出雲市長宛て、2枚目が出雲市社会福祉協議会控、3枚目が担当民生委員控となっている。なお、2枚目と3枚目は登録台帳を兼ねる。

### 2. 個人情報の共有及び管理

(1) 登録した個人情報の変更・削除については、出雲市民生委員児童委員協議会からの報告に基づき出雲市社会福祉協議会において処理し、定期的な更新を行うものとする。

(2) 登録した情報については、下記のとおり共有し、それぞれが責任をもって管理する。

関係機関等	個人情報の種類
出雲市	・登録申請書 ・要支援者一覧表（電子データ）
出雲市民生委員児童委員協議会 （民生委員）	・登録台帳 ・要支援者一覧表（紙データ）
出雲市社会福祉協議会	・登録台帳 ・要支援者一覧表（電子データ）
地区災害対策本部	・要支援者一覧表（紙データ）
支援者	・ネットワーク表

ただし、各地区における要支援者への災害時支援活動において出雲市長が必要と認める場合には、出雲市消防団のほか災害時に要支援者への支援活動を行う組織に限り、登録した情報の全部または一部を提供できるものとする。

出雲市災害時要支援者ネットワーク事業登録申請書【3枚複写】

出雲市長様

本事業について、下記のとおり申請します。また、申請した個人または世帯の情報について、出雲市社会福祉協議会・出雲市民生委員児童委員協議会・支援者及び私の避難誘導に関係する方へ提供されることに同意します。

平成 年 月 日

申請者 住所:出雲市 町 番地  
 (町内 )  
 電話: \_\_\_\_\_  
 氏名: \_\_\_\_\_

<世帯状況>いずれかに○をしてください。

一人暮らし高齢者 ・ 高齢者のみの世帯 ・ 障がい者世帯 ・ その他( )

<避難誘導が必要な方>

氏名	避難誘導時に注意してほしいことなど
	歩行困難 ・ 車いす使用 ・ 視覚障害 ・ 聴覚障害 その他( )
	歩行困難 ・ 車いす使用 ・ 視覚障害 ・ 聴覚障害 その他( )
	歩行困難 ・ 車いす使用 ・ 視覚障害 ・ 聴覚障害 その他( )

<避難誘導して下さる近所の方(支援者)>

順位	氏名	住所	電話	申請者との関係
1				
2				
3				

<親族などの緊急連絡先>

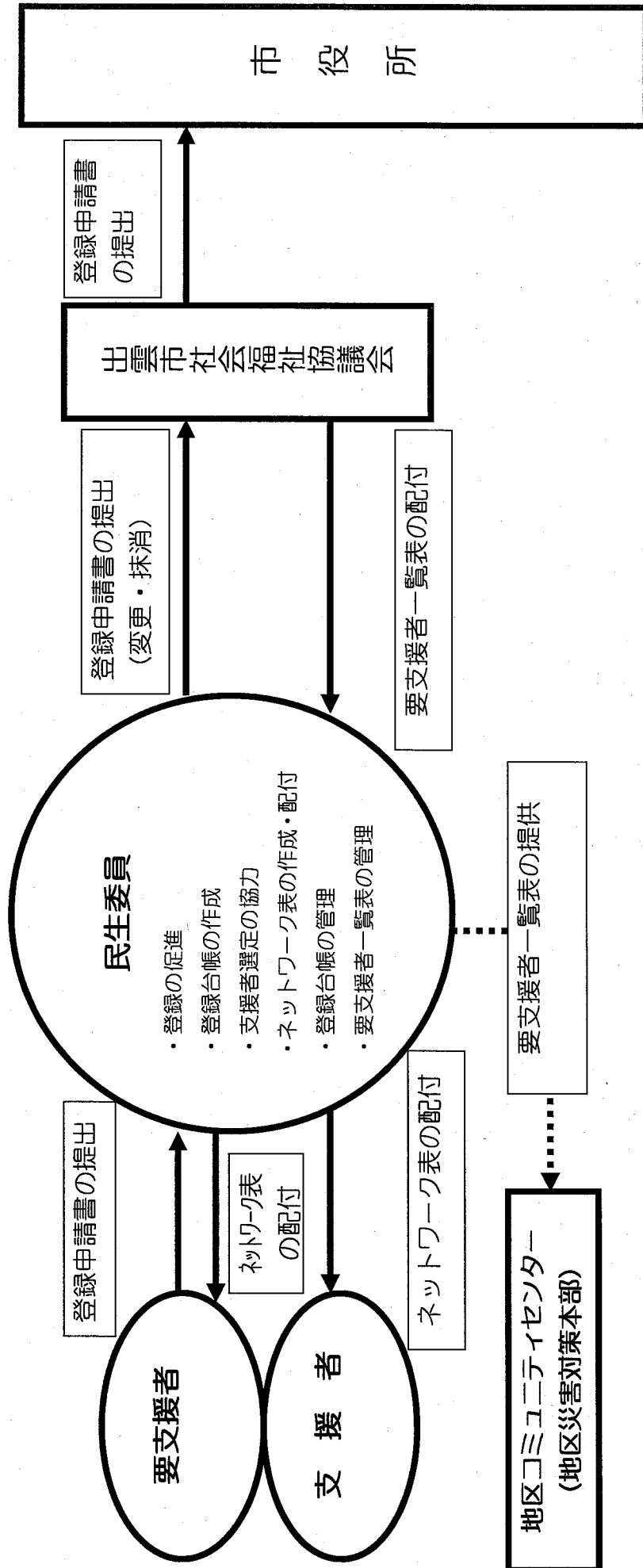
氏名	続柄	昼間(携帯電話でも可)	夜間

地区名:

担当民生委員:



# 災害時要支援者ネットワーク事業 申請・登録の流れ図



## 第3章 要支援者の取り組み

自分の身は自分で守ることを心がけて次のことに取り組みましょう。

### 1. 日常

- (1) 避難場所の確認をしましょう。
- (2) 避難場所までの経路を確認しましょう。
- (3) 防災のための地域の自主的な活動に参加しましょう。
- (4) 遠方への外出など長期間留守にするときには支援者や近所の方へ行き先を伝えましょう。
- (5) 支援者の方へ避難誘導の時に気をつけてほしいことを伝えましょう。
- (6) 日頃から近所の方との交流をもちましょう。
- (7) 避難する時に必要になる持ち出し品を準備しておきましょう。

### 2. 災害が発生する恐れがあるとき及び発生したとき

- (1) 天気予報や災害に関する情報を確認しましょう。
- (2) あわてず、支援者などと連絡を取りましょう。
- (3) 早目の避難をしましょう。
- (4) 一人で避難する場合は、どこの避難所へ行くか電話またはメモなどで支援者にわかるようにしてください。

### 3. 避難所へ避難したとき

- (1) 心配ごとや困りごとがあれば現地の民生委員や市役所職員などへ相談しましょう。
- (2) 避難所でできることは、なるべく自分でしましょう。

## 第4章 支援者の取り組み

### 1. 日常

- (1) 要支援者と日頃から交流をもちましょう。
- (2) ご自分が声かけや避難誘導する要支援者を確認しましょう。
- (3) 家族へも〇〇さんの支援者になっていることを伝えましょう。
- (4) 避難時に必要になる持ち出し品を準備しておきましょう。

### 2. 災害が発生する恐れがあるとき及び発生したとき

- (1) 天気予報や災害に関する情報を確認しましょう。
- (2) あわてず、要支援者などと連絡を取りましょう。
- (3) 早目に家族や要支援者と一緒に避難をしましょう。
- (4) 外出などで支援ができない場合は、電話などで家族や近所の方（他の支援者）または民生委員へ連絡してください。

### 3. 避難所へ要支援者と避難したとき

- (1) 要支援者と避難したことを民生委員へ報告してください。（民生委員へ連絡できない場合は地区災害対策本部へ連絡してください。）
- (2) 避難所では、できる範囲で、要支援者の方の近くにいきましょう。

### 4. 要支援者が不在だったとき

- (1) 要支援者が不在であったことを民生委員へ報告してください。  
※要支援者の不在理由が分かれば、その理由も伝えてください。
- (2) 不在の要支援者を探し回る、あるいは引き返すなどして支援者が災害に巻き込まれることのないよう注意をしましょう。

## 第5章 民生委員の取り組み

### 1. 申請及び登録

- (1) 登録申請書記入の協力をする。
- (2) 必要に応じて支援者選定の協力をする。
- (3) 登録申請書を出雲市社会福祉協議会または出雲市へ提出する。
- (4) ネットワーク表を作成し、要支援者及び支援者へ配付する。
- (5) 要支援者一覧表を保管するとともに、必要に応じてコミュニティセンター（地区災害対策本部）など関係する機関へ提供する。
- (6) 変更及び抹消については、地区民協会長を通じて要支援者一覧表により行う。

### 2. 災害が発生する恐れがあるとき及び発生したとき

- (1) 天気予報や災害に関する情報を確認する。
- (2) 避難勧告の情報を支援者へ連絡し、要支援者の避難誘導をお願いする。
- (3) 支援者から要支援者の避難状況を確認し、避難状況をまとめる。
- (4) 地区（単位）民協会長へ要支援者の避難状況を報告する。

### 3. 要支援者の避難状況等の報告事項

- (1) 避難した要支援者の人数
- (2) 不在などの理由で避難所に避難していない要支援者の人数
- (3) 避難所へ避難していない要支援者のうち不在などの理由が分からない要支援者の氏名

#### <報告例>

〇〇地区の民生委員〇〇です。要支援者15名中13名が避難を完了しました。不在の要支援者は、2名です。そのうち不在理由のわからない方は2名で、名前は〇〇さん、□□さんです。

## 第6章 要支援者への支援の流れ

### 1. 支援者がいる場合

- ① 出雲市は、避難勧告が発令されたことを出雲市社会福祉協議会へ連絡する。
- ② 出雲市社会福祉協議会は、避難勧告が出た情報を地区（単位）民協会長へ連絡する。
- ③ 地区（単位）民協会長は、避難勧告の情報を各民生委員へ連絡網にて連絡する。
- ④ 民生委員は、要支援者の避難誘導するよう担当区域の支援者へ連絡をする。
- ⑤ 支援者は、要支援者へ声をかけ避難所へ一緒に避難し、避難所へ着いたら担当民生委員へ報告する。（要支援者不在の場合は、その情報を報告する。）
- ⑥ 民生委員は、担当区域の要支援者の避難状況を取りまとめ、地区（単位）民協会長へ報告する。
- ⑦ 地区（単位）民協会長は、要支援者の避難状況を取りまとめ、出雲市社会福祉協議会へ報告する。
- ⑧ 出雲市社会福祉協議会は、出雲市全体の要支援者の避難状況を出雲市へ報告する。

### 2. 支援者がいない場合の支援

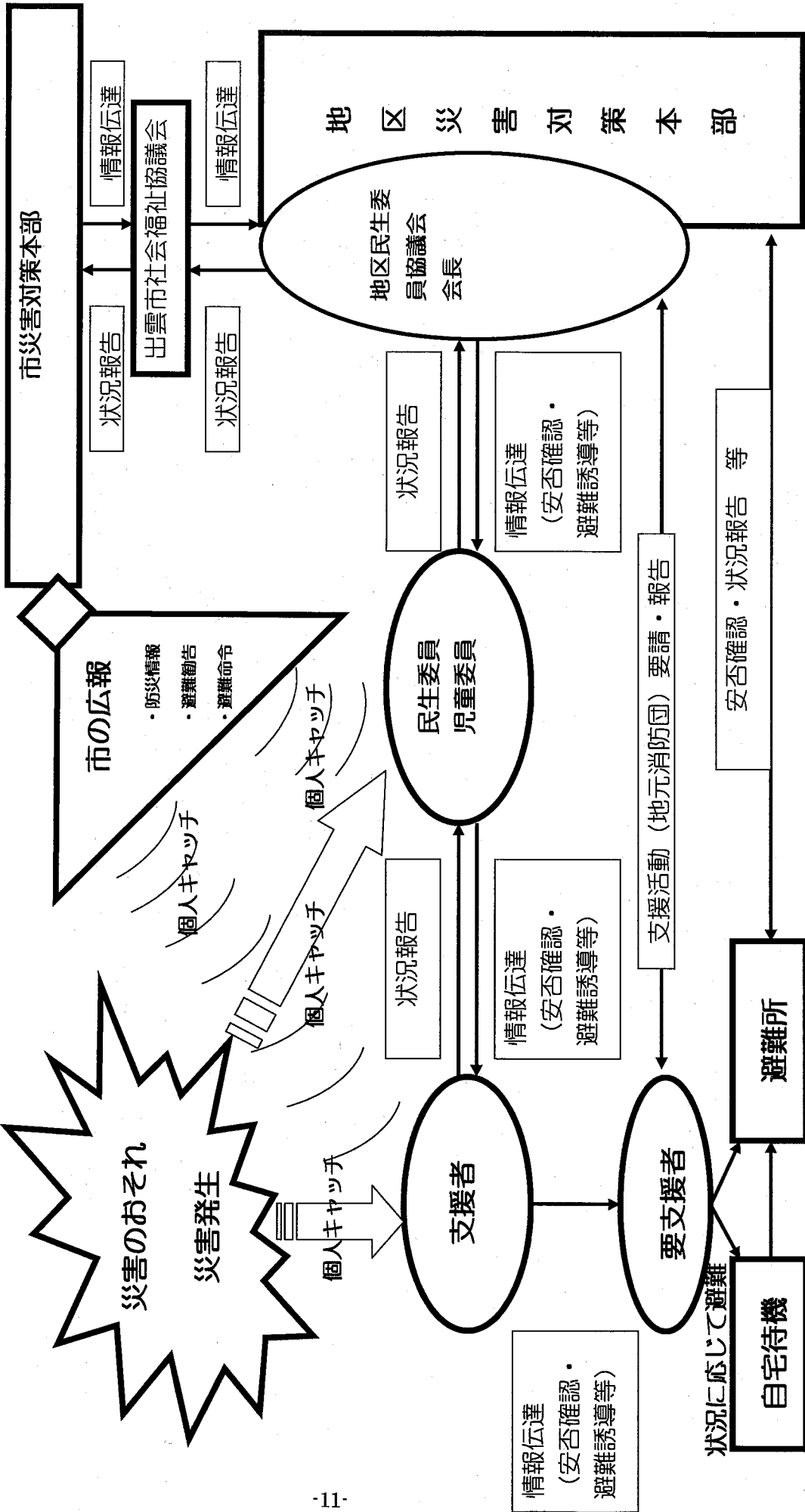
- ① 出雲市は、避難勧告が発令されたことを出雲市社会福祉協議会へ連絡する。
- ② 出雲市社会福祉協議会は、避難勧告が出た情報を地区（単位）民協会長へ連絡する。
- ③ 地区（単位）民協会長は、支援者のいない要支援者への支援を地元消防団分団長へ要請する。
- ④ 地元消防団は、要支援者へ声をかけ避難誘導を行い、消防団分団長を経由して地区（単位）民協会長へ要支援者の避難状況を報告する。
- ⑤ 地区（単位）民協会長は、要支援者の避難状況を取りまとめ、出雲市社会福祉協議会へ報告する。
- ⑥ 出雲市社会福祉協議会は、出雲市全体の要支援者の避難状況を出雲市へ報告する。

※支援の流れは、地区の実情や災害の状況に応じて、変動する場合があります。

※支援活動については、支援活動の流れ図を参照する。

# 災害時要支援者ネットワーク事業 要支援者への支援活動の流れ図

※地区によっては別の支援方法が確立されているところは、地区独自の支援を行ってください。



支援活動を行う際は、2次災害など起きないよう安全には十分注意を払ってください！